

ごみ

ちょっと気にして、
もっと気にして!

環境事業課 ☎ (31) 5304

環境事業所 ☎ (31) 7710

総合支所



紙類を正しく分別して、リサイクル
に取り組みましょう

紙類の分別方法

紙類は資源品としてリサイクルできるものと、リサイクルできないものがあります。

新聞紙、雑がみ類、紙パック、段ボールなど、リサイクルできる紙類は「資源品」に出してください。

紙類の中でも、防水加工やアルミコーティングされた紙、匂いの付いた紙、汚れた紙などはリサイクルできません。具体的には、内側にアルミ箔が貼ってある紙パック、粉石けんの箱、紙くず、カップ麺・アイスクリームのふたや容器などが該当します。リサイクルできない紙類は「焼却ごみ」に出してください。詳しくは、「ごみ収集カレンダー」を確認してください。

紙類の正しい分別により、ごみの減量化・再資源化にご協力をお願いします。

ちょっと
書いて



雨天時の資源品の出し方

新聞紙類・雑がみ類・紙パック・段ボールは、雨で濡れると収集が困難になります。濡れないように中身の見えるビニール袋に入れるか、次回の収集日に出してください。